

成年年齢の引下げに伴う国民健康保険の結核医療給付金の支給要件の見直しについて

1 趣旨

民法の改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、本市の国民健康保険における結核医療給付金の支給要件の見直しを行うものです。

2 内容

結核医療給付金の支給要件について、現行では、20歳以上の被保険者については本人が、20歳未満の被保険者については当該被保険者が属する世帯の世帯主が、住民税非課税であることとされています。

今回、成年年齢が引き下げられることに伴い、判定の対象となる者を判断するための被保険者の年齢区分を、20歳から18歳に見直すものです。

3 実施日

令和4年4月1日